

※地域公共交通会議等がこれによらない協議を行う旨決議した場合は、プロセスによらないことも可能

## 地域交通の検討プロセスに関するガイドライン（地域公共交通会議等）

- 地域の具体的な移動ニーズをもとに協議
- 自家用有償旅客運送の提案をもとに協議 等

① 交通事業者（バス・タクシー）に対し、地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）の導入について提案を求める

【最長2ヶ月】

具体的な提案あり

具体的な提案なし

② 提案内容について協議

※地域の移動ニーズへの対応の可否  
という観点を中心に協議

【最長4ヶ月】

協議が調う

協議が調わず

※提案内容が地域の移動ニーズに  
対応していると認められないとき 等

交通事業者（バス・タクシー）によることが困難であることについて協議が調ったものとみなす

③ 自家用有償旅客運送について検討

④ 交通事業者（バス・タクシー）への運行委託について検討

委託可能

委託困難

交通事業者  
（バス・タクシー）による  
地域交通の確保

市町村による地域交通の確保（交通事  
業者（バス・タクシー）への運行委託）

市町村による地域交通の確保  
（交通事業者以外への運行委託含む）

NPO等による地域交通の確保

地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保のために必要であることについて協議が調う